

令和3年度 第14回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和3年10月27日（水）9時30分～11時56分
開催場所	横浜市役所18階 なみき16・17会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、片谷委員、五嶋委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、宮澤委員
欠席委員	押田委員、田中稲子委員、藤倉委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 10人）
議 題	1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について 2 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和3年度第12回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第12回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 準備書の調査審議に係る意見の聴取について事務局が説明した。</p> <p>イ 質疑</p> <p>特になし</p> <p>ウ 意見の聴取（陳述人A）</p> <p>【奥会長】 では、意見陳述人1番目の方、お住まいの区名とお名前を述べていただきます。続けて陳述を始めてください。では、どうぞ。</p> <p>【陳述人A】 横浜市瀬谷区のAといいます。瀬谷環境ネットのAといいます。よろしくお願ひします。動物、植物、生態系についての陳述です。</p> <p>相沢川流域には、谷戸田が広がっています。私は瀬谷環境ネットの一員として、谷戸田周辺で2008年から月1回の定例観察会を行い、2010年からは、「瀬谷環境ネットだより」というブログを立ち上げて観察記録を投稿しています。都市計画決定（権）者の見解によれば、公園整備事業（実施）区内に保全対象種の生息環境を創出するとありますが、そこには、野球場やドッグラン、日本庭園などが計画されています。相沢川流域の谷戸の面積の70%以上が埋め立てられる状況で、公園整備事業（実施区域）内にどのように創出するのでしょうか。公園整備事業者と協議を行っていくという見解ですが、現在の谷戸の環境を知る人はほとんどいない中で、この環境を創出できるとは思えません。この場所は、関係者以外立ち入り禁止の場所であり、正しく評価するためには、現在の環境を知っていただき、正しく環境評価をできる専門の方に動物、植物の保全について、見解を（示）していただきたいと思ひます。</p> <p>（「夏の田んぼ風景」を映写）</p> <p>この写真は2010年に撮影した谷戸の写真で、これは、瀬谷区が、未来に残したい水と緑の瀬谷ということで募集した写真で、これは瀬谷区政50周年記念のカレンダーに掲載されました。一昨年に各家庭に町内会を經由して配付されました。</p>	

この写真の左の部分が樹林で、右側に相沢川が流れています。中央は谷戸の田んぼが広がっています。この奥のこの部分が物流ゾーン、手前の田んぼの部分が観光・賑わいゾーンになる予定です。この樹林が伐採されて、相沢川が切り回しされて暗渠化され、ここが埋め立てられる予定です。この環境を未来に残したいという思いです。

(「田んぼ 収穫風景 2010年9月撮影」、「田んぼ 収穫風景 2010年10月撮影」、「田んぼ風景 2017年11月撮影」「田んぼ風景 2020年9月撮影」を映写)

これは、同じ谷戸の2010年の9月と10月の収穫風景です。下は、2017年の11月に撮った写真で、重機がありますが、ここに(写真奥に)高圧送電線の鉄塔があり、それを解体する作業をしていました。右側は、去年の9月の田んぼの写真です。

(「イタチのマーキング 2010年11月撮」を映写、「モズとネズミ 2017年11月撮影」を映写)

これは、イタチが田んぼの畔でマーキングしているところで、イタチは相沢川を隠れ家として利用しているようです。右の写真(「モズとネズミ 2017年11月撮影」)は本郷公園で撮った写真ですが、口に咥えているのはカヤネズミと思われます。このネズミと同じネズミが、この谷戸で生息を確認しているのですが、写真には撮れていないので、この写真を利用したということです。

(「ノスリ 2011年2月撮影」、「ノスリ 2011年2月撮影」を映写)

これは、谷戸の左側の樹林にノスリが止まっていて、下を覗いている。右側は上空を飛んで下を見て、獲物を狙っているという状況です。

左下(「ハイタカ 2012年2月撮影」)は、これはハイタカが田んぼから飛び立つところです。

右側(「チョウゲンボウ 2010年12月撮影」)は田んぼの畔にチョウゲンボウが降り立つところです。

(「サシバ 2020年9月撮影」、「サシバとカラス 2021年8月撮影」を映写)

ここには秋の渡りにサシバが来ます。この写真は去年の9月と今年の8月に撮った写真で、この上瀬谷の敷地を休息地として使っているようです。渡りの休息地として使っているようです。

左下(「ホトトギス 2011年6月撮影」)は、これはホトトギスがウグイスの巣に托卵するために来ているようで、上空を、「キョッキョッキョ、キョッキョッキョ、キョッキョッキョ、キョッキョッキョ」と鳴きながら飛んでいます。右側(「オオジシギ 2019年9月撮影」)がオオジシギで、これは、渡りの途中で寄ったと思われます。草地から飛び立つところは何回か見ているのですが、速くて写真に撮れず、これはたまたま上空を旋回してくれたので写真に撮れました。

(「セッカ 2021年9月撮影」、「セッカの巣と卵 2009年7月撮影」、「ネット内のコガモ 2013年9月撮影」、「救出したコガモ 2013年9月撮影」を映写)

これは上の二つ(「セッカ 2021年9月撮影」、「セッカの巣と卵 2009年7月撮影」)はセッカで右側はセッカの巣です。セッカは100m四方程度の草地を必要としている鳥で、蜘蛛の糸を使って巣を作り、そこにメスを呼び込む。オスがその次にまた別な巣を作って、次々と巣を作って、100

m四方の草地に5、6個の巣を作り、そこで子育てをするという、一羽のオスがそこを縄張りとして、「ヒッヒッ、ヒッヒッ」、「チャッチャ、チャッチャ」と鳴きながら飛んでいく姿を見ることができます。

下の写真（「ネット内のコガモ 2013年9月撮影」、「救出したコガモ 2013年9月撮影」）は、収穫前にコガモが来ており、何羽か来ていたのですが、一羽だけネットの中に取り残されていたのを助け出した写真です。

（「オオアカバナ 2019年7月撮影」を映写）

この田んぼで、オオアカバナが咲きました。オオアカバナは、観察会の時に初めて見つけた植物で、調べたところ、神奈川県では初めての出現と分かりました。なぜ突然出現したのかということ、先ほどのコガモが運んだのではないかと思われまます。

左下（「イチリンソウ 2015年4月撮影」）は土手に咲くイチリンソウです。右側（「タコノアシ 2020年8月撮影」）は休耕田に咲くタコノアシ。こちらの左上の写真（「ジンガサハムシ 2010年5月撮影」）は、見たことないと思うのですが、ジンガサハムシという金ぴかの虫です。これは1年に1回発生する虫です。

下（「ケラ（おけら） 2018年3月撮影」）はおけらです。おけらは、ケラで、コオロギの仲間です。最近見たことないと思いますが、田んぼの畔の土の中に巣を作っています。

右側（「ハラビロカマキリとハリガネムシ 2011年10月撮」、「ハラビロカマキリとハリガネムシ 2011年10月撮」）は田んぼの水の中にハラビロカマキリが飛び込んだ時の写真で、突然水の中に飛び込んできて、みるみるうちにお尻から何か出てきて、ハリガネムシになった。これの不思議なところは、水中に住むハリガネムシと陸上にいるカマキリの関係が非常におもしろい有名な関係です。

左側（「ナツアカネ 2011年10月撮影」）はナツアカネで、稲穂の上を空中で飛びながら卵を産むのです。ここに少し写っていますけれど。それで右側（「アキアカネ 2011年10月撮影」）はアキアカネで、水の中に卵を産みます。この両者を比べると、ナツアカネは最近減っているのです。田んぼが減っているからだと思います。

（「ハラビロトンボ 2020年6月撮影」、「ギンヤンマ 2013年7月撮影」を映写）

あとハラビロトンボ、それからギンヤンマ。

（「ヤマカガシ 2018年5月撮影」を映写）

これはヤマカガシです。これも田んぼにいて、カエルやドジョウを食べているようです。

右側（「サワガニ 2019年7月撮影」）はサワガニで横浜のサワガニは白くて背中が青灰色です。

（「メダカ 2016年6月撮影」、「淡水シジミ 2010年3月撮影」を映写）

あとメダカとか、水路には淡水シジミがいます。

（「シュレーゲルアオガエル 2021年8月撮影」、「トウキョウダルマガエル 2011年6月撮影」、「アマガエル 2021年10月撮影」、「ミズムシとハグロトンボヤゴ 2010年3月撮影」を映写）

これはシュレーゲルアオガエル、それから、トウキョウダルマガエル、アマガエル、水路にはカクツツトビケラとかハグロトンボの幼虫がいるという状況です。

以上、上瀬谷の谷戸で確認した生き物の一部を紹介しましたが、これらの生き物は谷戸の環境で生きています。新たに造る公園事業内にこれらの生き物が存続できる環境を創っていただきたいと思います。以上です。

エ 質疑（陳述人A）

【奥会長】 ありがとうございます。

ただいまの御意見につきまして、委員の方から御質問ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。挙手をしていただけましたら指名いたします。

【事務局】 藤井委員が（手を）挙げられています。

【奥会長】 はい、どうぞ藤井委員。

【藤井委員】 御説明、いろいろありがとうございます。一点お伺いしたいのですが、カヤネズミが確認されているということなのですが、巣自体は見つかっていないのでしょうか。セッカなど、そのようなものの巣は確認されているということなので、そこを見ていけば、もしかするとカヤネズミの巣、玉巣が見つかるのではないかと思うのですが、実際、それを探す方が、多分、生息を確定するにはすごく有効だと思うのですが、玉巣を見られたことがあるのか、ないのか、教えていただければと思います。

【陳述人A】 以前は、そのような巣のようなものが転がっていたのは見えますけれども、そこにネズミがいたのは見ていません。冬に、草の中に隠れていくのを見たというだけです。特に営巣しているなどは見ていません。

【藤井委員】 はい。分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。他の委員の方はいかがですか、大丈夫でしょうか。はい。私から一点お伺いしたいのですが、田んぼの写真はこれも計画地内の田んぼだと理解してよろしいですか。

【陳述人A】 そうです。この場所です。

【奥会長】 そうですね。

【陳述人A】 はい。

【奥会長】 あと水辺の水生物との写真もありましたけれど、水辺については、計画地の上流部ですか。

【陳述人A】 両方です。左側に田んぼ用の水路が流れているのです。その水路の生き物です。上流の方も下流の方もいます。

【奥会長】 全部その辺り全て観察されて、この写真もそのエリアで撮られたものかどうか。

【陳述人A】 はい。これはごく一部です。

【奥会長】 はい、分かりました。大変貴重な写真を御紹介いただいたかと思えます。他の委員の皆様よろしいですか。はい、ありがとうございます。それではA様、どうもありがとうございました。

【陳述人A】 どうもありがとうございました。

オ 意見の聴取（陳述人B）

【奥会長】 では、意見陳述人2番目の方、お住まいの区名とお名前を述べていただきまして、陳述を始めてください。では、どうぞ。

【陳述人B】 瀬谷区のBです。瀬谷環境ネットの一員であります。

(「瀬谷環境ネット～瀬谷遺産を未来へ引き継ぐ～」を映写)

瀬谷環境ネットは 2006 年発足の市民団体で、コンセプトは「瀬谷区及びその周辺の自然環境をより良いものにして次の世代に引き継ぐ」です。主な活動のフィールドは、和泉川流域及び旧上瀬谷通信基地内の相沢川流域の大谷戸田んぼです。

現在の開発対象となっている区域の自然は、環境影響評価に示されている通り、それから先程のAさんの陳述でも明らかなように、とても豊かで、大都市横浜にあって、貴重な自然環境であり、横浜市民の共有財産であります。素案に対する市民意見の集約や区民アンケートでも多くの市民の「自然環境を残して欲しい」という願いが、強く打ち出されています。また、事業計画における土地利用計画では、自然環境を生かした土地利用について、具体例が示されていないことをとても危惧しています。今までの当会(瀬谷環境ネット)の活動を基に、自然の保全と自然の活用について、3点申し述べたいと思います。

(「ノスリ」、「オオタカ」、「旧上瀬谷通信施設内 田んぼの生き物(野鳥・動物・植物)」を映写)

まず、第一に対象となる地区が全て、盛土、切土になるということです。現在、地表には多種多様な植物が繁茂し、その中には、在来の希少種もあり、それらの植物を基盤とした生態系が築かれています。盛土、切土によって、これらの植物が地中に埋められたり、地表を削られたりすれば、在来の植物は全滅してしまいます。

(「3 オオブタクサの林」を映写)

すでに3年前に盛土されたところは、オオブタクサの林状態になっており、その他、オオマツヨイグサなどの外来種で覆われています。長い年月にわたって築かれてきた貴重な生態系は崩れてしまい、生態系の頂点に立つ猛禽類も生存できなくなるおそれがあります。汚染土壌を完全に撤去した後、できる限り現在の地形を生かして、整備されるよう望みます。

(「安定した水位 定期的で適度な降雨量」、「極端な渇水」のグラフを映写、「水位の大きな変化(不安定) 東山の水辺」の写真3枚を映写)

次に区域内地表水と地下水の確保についてです。この地域は四つの河川の源流域になっています。私はこの川の一つ和泉川の流域に住み、十数年、毎日、水位、水質、気温、水温、水生生物等を観測・観察していますが、近年は水位の変動が激しくなっています。これは、世界的気候変動に連動した動きであるとともに、源流域の透水性、保水力の低下によるものだと考えられます。安定した水量を確保するために、源流域の森、緑のダムの拡大、大きな地上式調整池の設置を望みます。水位が安定すれば、流域の生活者の安全や豊かな生態系が保持されます。「横浜市水と緑の基本計画」における、「横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てる」に沿う生物多様性のシンボルとなるような自然保護区、サンクチュアリのような空間創出を希望します。

また、この地域は瀬谷区で最も海拔の高い場所になっていて、瀬谷区を北から南に向かって続いている地下水脈の水の供給源になっていると考えられます。

(「災害用井戸分布 2002年瀬谷区防災マップ」を映写)

2002年瀬谷区防災マップの災害用井戸の分布が地下水脈の存在を物語っています。今後、気候変動は激しくなると予想されたり、大規模地震発生も懸念されたりする中、現在の上水道での水の供給も万全とは言えません。区民の命を守るためにも、地下水脈の確保が望まれます。また、計画では相沢川は迂回させられたうえ、暗渠化されるようですが、これでは川は死んでしまいます。

(「多自然工法による河川改修 和泉川東山の水辺」、「和泉川東山の水辺の春」を映写)

横浜市は和泉川やいたち川でのように多自然工法の実績があります。これを活用して、整備すべきです。

(「大谷戸の春 日本の原風景 環境省2016年「生物多様性上重要な里地里山」 市緑の七大拠点」、「豪雨時には「大きな遊水池に(グリーンインフラ)」」を映写)

第3に、水田、谷戸での環境教育とグリーンインフラとしての活用についてです。地区内相沢川の上流域は水田のある谷戸が存在しています。大都市横浜の中にあって、日本の原風景を思い起こさせる場所であり、環境省2016年生物多様性上重要な里地里山にも指定されており、ここには、多くの良さが残されています。

日本人の命を支えてきた米の栽培、水田の持つ豊かな生態系と日本の原風景としての景観、豪雨時の自然の遊水池機能、地下水脈への水の供給等、これらの事項は環境教育の格好の生きた教材になります。私達が実施してきた水田の活動の一部を紹介し、谷戸の活用への提案とします。

(「環境学習農園事業 横浜市立上瀬谷小学校米づくりの一年」の写真4枚、「どろんこ祭り 上瀬谷小学校」、「どろんこ祭り(代かき)

上瀬谷小学校」、「seya めだか米クラブ」、「田植え seya めだか米クラブ」、「収穫祭 seya めだか米クラブ」、「米づくりを通しての上瀬谷小学校環境学習授業」を映写)

上瀬谷小学校の稲作の一年、苗作り、代かき、田植え、稲刈り、脱穀、自分たちで育てた米でのご飯づくり。どろんこ祭り、代かきのことです。seya めだか米クラブの田植え、収穫祭、米づくりを通しての環境学習。

最後にまとめとして、訴えたいと思います。私たちは次の世代に何を残すべきなのでしょう。ある自然人類学者の言葉です。「文明という名の欲望充足装置をのさばらせて、崩壊しつつある世界を孫達に送るのか、欲望の充足を制限し、現代ほど豊かではないが、自然環境を守り、平和な世界を孫たちに贈るのか、わたしたちの責任が問われている。これは、未来の子孫に対してどれだけ共感し、優しさや思いやりを持てるかということでもある。」また、ネイティブアメリカンの言葉に、「どんなことも7代先のことを考えて決めなければならない」があります。

(「でっかい空 貴重な自然とともに幸せを実感する都市・横浜」を映写)

現在、人間活動によって地球レベルで温暖化が進み、異常気象が多発しています。ヒトは他の生物と同様、地球の自然環境の中で生かされている存在であることは自明の事実です。横浜市は、長い時間軸と広い見地に立ち、自然環境を尊重した「新しい開発」のあり方を世界に向けて

発信すべきではないでしょうか。
以上です。

カ 質疑（陳述人B）

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

それではただいまの御意見につきまして、委員の方から御質問ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。田中修三委員お願いいたします。

【田中修三委員】 貴重な写真をたくさん見せていただきまして、ありがとうございます。和泉川の東山（の水辺）という場所の写真がございましたが、洪水の時と干上がりの時の写真、特に干上がりの時なのですけれど、何年の何月頃撮られた写真か分かりますか。

【陳述人B】 かなり頻繁といえば頻繁ですけど、最近では今年の1月、2月はこんな（写真のような）状態でした。

【田中修三委員】 そうですか。はい。この（写真の）干上がりの状態なども時々…。

【陳述人B】 そうですね。前よりはかなり頻繁になっているような気がします。

【田中修三委員】 そうですか。

【陳述人B】 濁水、干上がりの写真は、全く同じ方向に向かって、ほぼ同じ場所から撮った写真です。

【田中修三委員】 そうですか。この写真は大体どの辺で撮られた写真でしょうか。

【陳述人B】 東山の水辺に3つ程、沈下橋があるのですけれども、（上流側から）3つ目の沈下橋のところから「ふれあい橋」に向かって撮ったものです。

【田中修三委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。はい、藤井委員、その後、酒井委員、お願いします。

【藤井委員】 色々、貴重な写真をありがとうございます。お伺いしたいのは、先ほど、この前の陳述人の方からの写真にもあったのですが、谷戸の水田は全て無くなるということによろしいのでしょうか。こちらの方で把握出来ていないので、その辺を教えていただければと思うのですが。

【陳述人B】 はい、私の知っている限りの計画では、ここはテーマパークを中心とした賑わいゾーンという形になっているところで、全て埋め立てられるように聞いています。この貴重な田んぼもその中に入っています。

【藤井委員】 分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか。

【藤井委員】 はい。

【奥会長】 では、酒井委員、お願いします。

【酒井委員】 はい。私も御紹介いただいたところと、事業との関係なのですけれど、先のスライド（「水位の大きな変化（不安定） 東山の水辺」）の洪水や氾濫が起きたり干上がったりしている場所は事業計画地の中の話ですか。

【陳述人B】 いえ。これは和泉川の流域で、源流から3キロ（メートル）位下流側にあたります。

【酒井委員】 ありがとうございます。

【陳述人B】 源流が開発の対象内に入っています。

【酒井委員】 ありがとうございます。今の藤井委員の質問と同じなのですが、計画でエコトーンになるビオトープを創る計画になっており、そこはおそらく、今ある田んぼとか、畑とかを活かした形のイメージなのですが、その場所と今のところは違う場所になりますか。すみません。地図（位置関係）がよく分からないのです。

【陳述人B】 今写っている写真のところではないです。同じ基地内でも、4つの川の源流域になっていますから、この場所はその内の相沢川の流域になります。先程の、写真（「水位の大きな変化（不安定） 東山の水辺」）のところは和泉川です。

【酒井委員】 はい。ありがとうございます。

【奥会長】 大丈夫ですか。計画地と今日御紹介いただいた写真で御提供いただいている場所との関係と申しますか、どこがどう重なっているのかというところが分かりにくいところがありましたので、今日のような御質問があったかと思えます。また必要に応じて事務局とも確認させていただくこともあるかと思えます。

他はよろしいでしょうか。よろしいですか。はい。では特に追加で御質問ないようでしたら、B様、意見陳述どうもありがとうございました。

【陳述人B】 ありがとうございます。

【奥会長】 2名の方からの意見の聴取終了いたしましたけれども、本日の意見聴取の内容については、会議録にまとめまして、後日、インターネット等で公表されることとなります。陳述人2名の方、それぞれにお聞きしますけれども、本日の内容については、議事録として公開されるということになりますけれども、それは了承されているということでしょうか。お2人の陳述人の方。

【陳述人2名】 はい

【奥会長】 大丈夫ですね。A様も大丈夫ですね。

【陳述人A】 はい。

【奥会長】 B様よろしいですね。

【陳述人B】 （意義なし）

【奥会長】 はい。ご了承ありがとうございます。それでは意見陳述人の方、陳述人席からの御退席をお願いします。移動をお願いいたします。

キ 審議

【奥会長】 ただいま意見陳述いただきました内容について、御意見などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ございませんか。どうぞ、酒井委員。

【酒井委員】 やはり現地をよく知る方に具体的な生き物の状況を写真でビジュアルに伝えていただき、人々の取り組みの様子など、とても印象的でした。示していただいた情報は重く受けとめる必要があると思えました。特に、この事業が営利団体による利益追求的な事業ではなく、市の行政が行う、市民のための事業ということ踏まえて、やはり真摯に受けとめるべきであると思えます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 ここでの発言で良いのか分からないのですけれども。

私達、現地視察をさせていただいたのですけれども、その時にはこの（意見陳述のあった）谷戸は見えていないです。視察で行った場所は、印象的には、荒地の印象がある場所だけを回っていて、実際にこれまでの審議の中でも相沢川など、河川の部分を全く見せてもらわなかったの、その点も疑問に思っていたのですけれども、今回、このような谷戸が埋め立てられるということで、その地点がなぜ視察のときに示されなかったのか疑問に思っています。特に水田、先ほどの陳述人の方からもお話がありましたけれど、生物多様性条約COP10でも水田決議というものが、人間の作った環境ではあるけれども生物多様性に富んで重要な場所であり、守らなければならないという決議が出ています。ですので、今回、このような谷戸が実際に無くなる部分というのは、私達の審議の中にも入っていて然るべきだったものではないのかと考えています。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。はい、全くその通りだと私も思います。他の委員の方は…。どうぞ、酒井委員。

【酒井委員】 はい。まさにおっしゃるとおりで、私もそう思いました。最初に現地視察で見させていただいた時には、大して多様性に対して心配する程でもないのではないかという印象で、書物（準備書）を見て、希少種などがたくさん出ている（確認されている）ということ、書物（準備書）の中で（見て）印象と違うので驚いたのですけれども、今回、さらに具体的に写真を見せてもらって、さらに驚いたという感じで、事業者は、最初から誠意を持ってこういう情報を私たちに伝えるべきだったと本当に強く思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。よろしいですか。

【菊本委員】 宮澤委員が…。

【奥会長】 手を挙げていらっしゃいますか。すみません、どうぞ。

【宮澤委員】 （審査会への出席が）遅くなってしまい、全部伺えたわけではないのですけれども、この間の意見はもっともだと思います。この計画が、なかなか私達が審議していても、充実した議論が出来ないなと思っていたところでもあります。それを市民の方から明確に指摘されるという意味では、正直、私は委員として少し不甲斐ないなと思っているところでもあります。それから、市民の意見陳述がこのような形で、この審査会の中で御紹介いただくというのは、私は多少長く（委員を）やっているつもりですけれども、初めてです。市民の意見をいつも見ている、私達の目に触れる時期のタイミングが、かなり議論が進んでからということがよくありまして、それが常態だと思います。そのような意味で言いますと、今回の意見陳述も、もっと早い時期に明らかにしていただくということがあれば、私達の議論も無駄な議論をしないで済んだ可能性もあるということも考えられますので、今後の取り扱いで、どのタイミングで出せるのかというのは、手続き的に難しいことがあるのかもしれませんが、できる限り早く、現場の市民の意見というものを私たちに明らかに伝えて欲しいと思います。以上です。

- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。手続き的なところは、事務局から今の宮澤委員の御意見に対して御説明あります。意見聴取の機会というのは、意見提出の機会というのは、これ法アセスですので、計画段階から、その都度、計画段階方法書、それから今回の準備書ですけれども、位置付けられているところですが、意見陳述の方について。
- 【事務局】 条例上、意見書に対する事業者の見解が出たときに（縦覧と）一緒に意見陳述の募集をしています。そのような規定になっていますので、この時期になっているというところがございます。
- 【奥会長】 はい。法アセス、プラス、条例で求められているところで、この意見陳述が、準備書である程度、調査予測評価が終わって、今後、どのような環境保全措置を講じていくかということが明らかになった段階で、意見陳述の手続きを条例で載せている（規定している）という、そのような整理ですね。
- 【事務局】 はい。
- 【奥会長】 （そのように）なっています。
- 【宮澤委員】 ありがとうございます。理解はできましたが、正直申し上げますと、配慮（計画段階配慮書）手続き段階で意見陳述の場を私達が知ることが出来れば（設けることが出来れば）、より充実した検討ができるような気がします。これからの課題かもしれませんけれど。
- 【奥会長】 はい、そうですね。一方で、特に今回の場合は、土地区画整理事業をやるとは言っても、どこをどのように改変するのかとか、どのような方法でやるのかということが事業者から明確に、未だにそうですねけれども、十分に明らかに具体化されていないところが問題で、そこがある程度分かってくなければ、なかなか具体的な情報提供も、しにくいということもあるかと思えます。そういう意味では、この土地区画整理事業の方法書段階で、そもそも河川の、水路と言っていますが暗渠化や切り回し自体、方法書では、そのようなことをやるとは書いていなかったわけです。それが準備書で初めてある意味、後出し的に出てきて、それで実は調べてみたら、この水路に沿って多くの生物種が生息している。そこで生態系が創り出されているということが明らかになって、それを整備すると言っているエリアに今ある生態系をどこまで再現できるのか、そこだけに押し込めて再現できるわけではないのでどうするのか、いうところも事業者から回答が十分に得られていないというところで、今回の意見陳述人の方たちから御提供いただいたような情報と御懸念が出てきているのだらうと思えます。
- そこで事務局に確認ですが、本日、意見陳述していただいた内容については、これは事業者側にも伝えられると、十分に事業者の方でも把握されるということでよろしいですか。
- 【事務局】 はい。審議の中においても、今の御意見、陳述人の方の御意見を参考に審議していただければと思っています。
- 【奥会長】 そうですね。はい、それと、これは委員の皆様にもお諮りしたいところなのですが、本日の陳述内容につきまして、事業者から補足説明が必要かどうか、本日提供していただいた内容や貴重な情報を踏まえて、事業者としてこの事業計画についてどう考えるのか、どのように対応していく、配慮していくつもりなのか、そこについての説明を求めるとい

ことにいたしますか。どうでしょうか。はい、藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 今回、谷戸、このような水田環境がなくなるという情報も、私たちには入ってきていませんでしたし、そもそも視察の地点でなぜそこを見せてもらえなかったのかという部分は是非お伺いしたいと思いますけれども、その他に、今回の報告書（準備書）の中で出ていない（確認されていない）動物種もありますので、その点について、どのように考えているのか、実際に調査方法として不足していなかったのか、特にカヤネズミなどは本当にいるのであれば、調査方法はいろいろあったと思うのですが、そのようなものを行ったのか、やっていないのかを含めて補足説明を是非お願いしたいと思います。

【奥会長】 はい。分かりました。他の委員の皆様もよろしいですか。はい、どうぞ、酒井委員。

【酒井委員】 今回は、2人の陳述人、2人とも瀬谷区環境ネットさんで、多分、皆さんも、この場所にすごく詳しくて色々な取り組みをしている団体さんや関係者がどのようにいるのか、どのような組織がどのような情報を持って何をやっているのか、まるで知りませんよね、私たち。だから、瀬谷環境ネットさんについては、今、意見を伺って、まずは会長のおっしゃった事業者に聞くというのはもちろん大賛成ですが、聞く相手として、ここだけで良いのかどうかは少し検討が…。事務局で検討していただいた方がいいのですか。よく分からないのですが、今、たまたま取り上げたこの団体さんに限って聞くよりは…。

【奥会長】 取り上げたというよりは、意見陳述の申し出があった方から意見陳述をしていただいているので、手続き的には、今回、申出がなかった団体については、アプローチするということはありません。

【酒井委員】 それは分かりました。意見陳述（の申出）をしてきた人の全てということですか、今回。

【奥会長】 そうです。

【酒井委員】 はい。ありがとうございました。では、異存ありません。

【奥会長】 はい。事務局それで正しいですね。

【事務局】 はい。そうです。

【奥会長】 それでは、御異論が無いようでしたら、本日の意見陳述いただいた内容について、事業者側から、それに対しての対応や、そもそも把握されていなかったような生物種が確認されているということだけれど、どのような調査方法を行ったのかなど、今後、どのように対応していくつもりなのか、その辺の補足説明を受けるということで、事務局側から事業者側に依頼するというようにさせていただきますが、よろしいですか。

【事務局】 分かりました。事業者に伝えます。

【奥会長】 はい、五嶋委員、手を挙げていらっしゃいますので、どうぞ。

【五嶋委員】 確認なのですけれど、先ほどの会長や色々な委員が御指摘のように、（意見陳述で示された）場所と（事業計画）の（位置）関係が少しわからないので、この辺のところを今度、今回の意見陳述をいただいた方から確認しながら御説明いただくということが必要なのではないかと思います。

【奥会長】 はい。そうですね。御提供いただいた写真と計画地を照らし合わせ

て、どこの場所の情報なのかというのは、正確なところを事務局と事業者の方とで確認をしていただくということも併せてお願いいたします。

【事務局】 はい。分かりました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、他によろしいでしょうか。御意見等ないようでしたら…はい、田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 先ほど、会長のお話の中に、暗渠化という話が準備書で初めて出てきたとおっしゃいました。私は方法書の段階では関わっていませんので全然知らなかったのですが、今、驚きまして、どうしてそのような重要なことが方法書の段階ではなくて、準備書でいきなり出てきたのか、暗渠化が分かっていたら、方法書の段階で環境影響評価のあり方等についての議論ができたのではないかと思うのですけれども、それも確認していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【奥会長】 はい、その説明も事業者に求めるということですね。

【田中修三委員】 そうです。はい。

【奥会長】 はい。実はこれは法アセスですので、神奈川県環境影響評価審査会でも同じ案件がかかっておりまして（審議されておりまして）、そちらでは私、指摘しているところなのですが、なぜこの時点で後出し的に出してきているのだというところは問題ではないか、というところは申し上げていたのですけれど、市の方のアセス（の審査会）では会長の立場もありまして、少し控えていたということもございますが、是非、ここでも改めてその説明を受けるということで、事業者側に伝えてください。

【事務局】 分かりました。

【奥会長】 はい。では、本件につきまして御質問等がないようでしたら、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価方法書の審議に移ります。

（２）（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの補足資料の説明につきまして、御意見等ございましたら、お願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。手を挙げていらっしゃる方は、はい、藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 はい。御説明、補足資料ありがとうございました。土地区画（整備事業）と公園整備（事業）ではなく、公園整備（事業）のほうということで、またこれから先の話だと思うのですけれども、また私達委員のほうも新しい情報を先ほど得られたということもありまして、本当にこれがこの計画でいいのかどうかという部分は、再度検討が必要なのかなと思っています。代替等を再度検討していただきたいと思うのですけれども。今、日本の中で米軍の土地であるから守られている自然というのはたくさんありまして、結局そこから日本に返還された途端に自然が壊れてしまうという部分が結構あります。とても日本人として残念でしかないのですけれども、この計画自体ができればできるだけ自然を残して

ほしいというものはありますので、再度検討していただきたいと思えます。その部分よろしく願いいたします。

【奥会長】 藤井委員、土地区画整理事業のほうで、まずこのエリアはほとんど改変されてしまうということが前提になっていますので、土地区画整理事業に対しての御要望ということでよろしいですか。公園整備事業だけではないですね。

【藤井委員】 そうですね、土地区画整理事業が終わった時点でもうここは、改変し終わっているということなのですね。

【奥会長】 そうですね。土地区画整理事業が先行して改変してまいりますので、その後、公園整備となります。

【藤井委員】 公園整備事業の方に対して、言う発言ではなかったかもしれないのですが、そういう例がありまして、土地区画整理（事業）を含めて、お願いいたします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、片谷委員お願いします。

【片谷委員】 はい、ありがとうございます。ちょっと遅れて出席しまして申し訳ございません。

今日の御説明の中では、温室効果ガスを項目に加えられたという御回答がありまして、これは極めて妥当な対応をしていただいたものと思っております。おそらく前回の審議のときに、田中稲子委員からの御発言があったことに対応されたものというふうに思いますけれども、その前回の、田中委員の御発言があったときの御回答の中で、計画が長期にわたるから入れてないというような趣旨の御発言があったように記憶しております。今回は1回1回の発生量は多くないけれども、計画が長期にわたるから項目として選定するという回答になっていて、その説明自体は妥当だと思います。是非とも、今後も手続きを進めるにあたって事業者の皆さんに御留意いただきたいことは、計画が長期にわたることはむしろ環境負荷を増やす方向に働く可能性が高いわけですから、今回御回答いただいたように、やはり長期にわたるからこそしっかり調べなければいけない問題というのがおそらく今後も出てくると思います。それを是非御留意いただきたいという点と、それからまだ現時点で計画自体が十分固まってない部分も多々あると思いますけれども、それもやはり計画が固まっていないことは手続き上、省略していい話ではありません。決まってない部分に関しては、最もその環境への影響が大きくなる場合を想定して予測評価するというような考え方が、通常アセス手続きでは求められております。その点を是非御留意いただいて、今後の手続、あるいは事業の遂行に臨んでいただきたいというのを要望として申し上げておきます。以上です。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。事業者としてのあるべき姿勢についての御意見ですので、是非しっかりと今の御意見、御指摘を踏まえた対応をお願いしたいと思います。

他の委員の方いかがですか。本日の補足資料の内容についてはいかがでしょうか。手を挙げてらっしゃる方、はい、田中修三委員お願いします。

【田中修三委員】 はい、どうも説明ありがとうございました。和泉川の流量について項目としては湧水ですけども、湧水の影響を河川の流量にまで伸ばしてチ

ェックするということで調査をしていただけると、大変いいことと思います。土地区画整理事業のほうで、何か事後調査で和泉川も含む河川の流量の事後調査もやるというふうに聞いておりますので、そのときに今回の公園（整備）事業での調査とすり合わせてですね、比較ができるように工事をする前と工事後、事後の流量でどういう変化があったかというようなことが分かるかと思います。土地区画整理事業と公園（整備）事業がお互いに協力してですね、調査をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。今の点で確認ですけれども、これ時期的にはどういう関係になりますか、土地区画整理事業の進捗との関係でいうと。まず、土地区画整理事業をなされる前にこちらの湧水等の調査をしっかりとやっていただく必要が本来はあるかと。土地区画整理事業のほうでやっていただくべきだったところではないかと思うのですが、どうでしょうか

【公園整備事業者】 調査時期についてですが、夏については既に実施もしていきまして、秋以降、この後すぐに実施していく予定であります。

【奥会長】 はい、土地区画整理事業に着手する前には、しっかりと調査されるということですね。

【公園整備事業者】 はい。

【奥会長】 はい、分かりました。この図で先ほど御説明いただいた中で、この破線のところは市の管理外だという御説明があったのですが、それはどういう趣旨でそういうふうにおっしゃっているのか分かり兼ねました。今までは管理外だったけれども、結局ここで、今後、事業者として事業をするに当たっては、管理の所管というのはどういうふうになっていくということになるのですか。この計画地内の破線の部分です。

【公園整備事業者】 計画地内の破線の部分につきましては、公園事業として工事が完成した後にはですね、公園として管理をしていくものというふうに考えております。

【奥会長】 市が管理していくということですよ。

【公園整備事業者】 はい。

【奥会長】 そうですよ。はい、分かりました。

他はいかがですか。はい、酒井委員お願いします。

【酒井委員】 伏流水や湧水の問題だけではなくて、地面をどういうふうに構造物、コンクリートで覆ってしまうかということは透水性の問題だけではなくて、その場所の微環境にも影響することです。今、公園（整備）事業の中では多分コンクリで覆う面積割合というのは少ないものと想像できるわけですが、その辺がイメージ的になってないわけですね。そもそもこれがどちらで扱うことなのか、公園（整備）事業の話なのか、土地区画整理事業で扱う話なのか分からないのですが、これは全体的な話なので、土地区画整理事業のほうかもしれないのです。つまり、全体的にどれぐらいの割合がコンクリで覆われない自然の土とか緑地とかでもって確保できて、例えばヒートアイランドというリスクを軽減する対策というのは一体どうなっているのだろうと。そういう見通しの中で、公園の事業の中ではどれぐらい緑地を確保しなければならないはずだみたいな、そういうふうに見えるのです。その辺の見通しのお話を事業者

さんにお伺いしたいと思います。

【奥会長】 はい。今の点は御回答いただけますか。

【土地区画整理事業者】 (土地) 区画整理のほうで全体の考え方を御説明したいと思います。
(土地) 区画整理全体ではですね、今回公共施設、道路とかができるところにつきましては舗装されていく形になります。民間のエリアの観光・賑わい地区ですとか、物流地区については舗装されていくかと思いますが、その中でもですね、少しでも緑が残せないかですとか、舗装しないエリアでどれだけ確保できるとか、そういうのを今後多分調整していく形になるかと思っています。また、公共施設の道路といっても全部が全部、水が流れるわけではなくて、浸透するタイプを考えていく形になるかと思っていますので、そういうことをこれからしっかり検討していきたいと思っていますのでございます。

【酒井委員】 つまり量的なビジョンというのは、まだないということですかね。

【土地区画整理事業者】 そうですね。ただ調整池に降った雨は全部コンクリート舗装されているという仮定のもと、調整池の容量は算定しているという御理解でいただければと思います。

【酒井委員】 そうですね。今、専ら水の流れ方の話に終始していますけれども、ヒートアイランドを抑えるということも重要かと思うので、そういう着眼点も今後欲しいと思います。

【土地区画整理事業者】 はい、分かりました。

【奥会長】 はい。他はいかがでしょうか。挙手されている方はいらっしゃらないですね。本日は、横田委員が欠席されていますので、横田委員が指摘された内容に対して補足説明がされている部分につきましては、事務局から横田委員に確認をお願いいたします。

【事務局】 分かりました。

【奥会長】 はい、追加での質問等がないかどうか御確認をお願いします。
では、事業者との質疑応答はここまでとさせていただきます。

(事業者席替え)

(3) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

その中で、前回の当該事業の審査会において、酒井委員から確認依頼された「エコトーン」という用語の使い方について事務局が説明を行った。

エコトーンとは、「2種類以上の生態系の境界で、全く異なる環境が移行する場所」とされており、「生物群の生息場所」を示すビオトープとは意味が異なります。この点を事業者にも確認したところ、事業者もこの違いを十分に理解していました。また、エコトーンという言葉は、環境アセスメントで特別な定義を持つものではなく、過去、環境白書にも掲載されており、生物生態系の用語として定着したものと考えております。

イ 質疑

【奥会長】 はい。ありがとうございました。指摘事項一覧についての説明について、御質問、御意見…酒井委員お願いします。

【酒井委員】 はい。最後のところで、御説明は結構だったのですが、左側の、これは、私の発言を議事録に起こしていただくときに聞き間違われたようで議事録の方では訂正をお願いしたのですけれど、「生態学では生

態系が発生している場所を指す」は意味不明で、そうではなくて、(正しくは)「異なる生態系が接している場所」です。「接している」を「発生している」と聞き間違えられたのです。変ですのでこれを修正してください。

【奥会長】 こちらは指摘事項一覧の方を修正してください。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 他はいかがですか。よろしいでしょうか。それでは、もし御質問等ないようでしたら、続けて事業者の方に補足資料についての説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ウ 事業者資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。田中伸治委員、お願いします。

【田中伸治委員】 はい。御説明ありがとうございます。私から指摘した事項について、再計算などをしていただきまして、ありがとうございます。それで、前半の方(補足資料 42)の、工事用車両の運行に関して、退勤の時間帯を2時間に分けて分散させて計算し直したところ、(交差点)需要率が基準値を上回るどころがなくなったということで、これは良かったと思います。あとは、実際に工事を行うときに実施できるような工程計画ですとか、実際に退勤を行う方々の労務管理ですとか、その辺りを着実に実行していただければ良いのではないかと思います。

併せて、指摘事項一覧の資料の20ページのところの記載について、コメントを申し上げたいのですけれども。今、映せますか。この前に説明いただいた指摘事項一覧の20ページに17-9で、事業者の説明の中で、保全措置として、「ピーク時間帯における運行ルート分散を追加したい」と書かれているのですけれども、ここは「ピーク時間帯における退勤時間の分散」のように書いていただかないと、運行ルートの分散は既に、その前のAからCの検討で行っているんで、今回、時間帯を分散させるという検討を追加していただいたことで、需要率が上回らなくなりましたので、そこの表記は見直していただく必要があるのではないかと思います。続いて、後半(補足資料 43)で御説明いただきました、地点No. 7 に関しての将来交通量の話ですけれども。こちらの方はやはり、一般とされる車が大部分を占めるために環境基準を上回ってしまったということで、この辺りは土地区画整理事業としても、あとはその後に行われる関係の開発事業についても、なかなか対応できないというところではないかと思いました。土地区画整理事業で対応が困難ということで横浜市として対応を引き継いでいただくということで、やはり地元の方にとっては住環境が悪化したのに、それを誰にも訴える先がないとか、あるいは対応してくれる、責任を持つ人が誰もいないという事態が一番困るかと思しますので、土地区画整理事業が終わった後もきちんと都市計画道路などの道路ネットワークの計画を担当する横浜市が責任をもって対応するということが明記されていることが重要ではないかと思

います。はい。私からは以上です。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。事業者の方から御回答ございますか。

【土地区画整理事業者】 ないです。ありがとうございます。

【奥会長】 はい。指摘事項等一覧の方は、9月30日の時点では先ほどのように、ルートを分散するという御回答が一度あったので、そこについて、ルートではなくて時間帯の分散ということをお願いしたいという（ことです）、今日、そのような御回答をいただければ、そのように指摘事項一覧に事業者側からの回答ということで追記されることになると思いますが、どうでしょうか。

【事務局】 修正させてください。

【奥会長】 訂正しますか。

【事務局】 はい。

【奥会長】 分かりました。では、他はいかがですか。土壤汚染の部分、いかがでしょうか。

【田中修三委員】 はい、今回、新たな汚染箇所が見つかったということで、ウド室の撤去工事による形質変更で調査をしたら新たな汚染が見つかったということなのですが、今回のウド室以外に、何か建物を撤去するような、形質変更が一定規模以上になるようなところは、もう他にはないのでしょうか。

【土地区画整理事業者】 撤去というか、区画整理事業により切り盛りなども発生しますので、そのようなところは発生してきます。

【田中修三委員】 今回と同様に新たに調査をする必要が出てくるような箇所は（あるのでしょうか）。

【土地区画整理事業者】 基本的には地歴で（調査を）やっています、防衛省の方が1回調査をしています。

【田中修三委員】 はい。

【土地区画整理事業者】 その結果を踏まえて、今回、区画整理事業の切り盛り計画などを踏まえて、土壤汚染対策をつかさどる部署と調整し、新たに調査命令が出れば調査していくことになるかと思いますが、これからの協議になってくるので、この時点では分からないという状況でございます。

【田中修三委員】 今日の資料に、ウド室の撤去工事に伴って土地の形質変更が一定規模以上となったので国に対して調査を依頼した、命じたということになっているのですが、同様なケースが起り得るのですか。

【土地区画整理事業者】 今回、ウド室の撤去工事は区画整理事業とは別の事業で発生した内容なのです。今回、区画整理事業のエリア内については別事業が今後、予定されておりませんので、区画整理事業で協議したときにどういう話が出るかということになるかと思えます。

【田中修三委員】 現時点では、工事の規模からして、新たな調査をしなければならないような箇所は、区画整理事業の中に特に見当たらないのですか。

【土地区画整理事業者】 今、地歴調査などを踏まえて準備はしているのですが、地歴調査の結果ですとか、防衛省が行った民有地も含めた調査結果を踏まえてこれから協議をして、新たに言われる可能性があるという状況です。

【田中修三委員】 そうですか。そうすると、また新たな汚染箇所が見つかる可能性がないとは言えないという状況だということですね。

【土地区画整理事業者】 基本的には地歴で結構（調査を防衛省で）やっていますので

すけれど、ないとは言えない状況でございます。

【田中修三委員】 はい、分かりました。それから旧地盤で何か深度ですか、深さの記載に誤りがあったということで、2メートルから2.5メートルでしたか。

【土地区画整理事業者】 はい。

【田中修三委員】 これは、その(32 ページの)下の土工量の計算には、加味されている(のですか)。

【土地区画整理事業者】 今日の資料には加味しました。

【田中修三委員】 (加味)されているのですか、分かりました。事前にいただいた資料では、表にこのような太字が入っていなかったので、気付かなかったのです。はい、土工量には加味されているということで、分かりました。はい、結構です。

【奥会長】 はい、よろしいですか。他の委員はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。挙手はされていないですね、では、御意見等がないようでしたら旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書についての事業者との質疑は、本日は、ここまでとなります。事業者の方、本日、審査会の冒頭で意見陳述をしていただきました。審査会としましては、陳述された内容について、事業者の方から補足説明をしていただきたいということになりました。事務局の方と陳述内容について、しっかりと確認をしていただきまして、事業者の方は次回、陳述内容に対しての回答、説明も併せてお願いいたします。それから指摘事項一覧にある中で、まだ本日は補足の説明いただけなかった事項が複数残されておりますので、そちらについても十分に準備をしていただいて、事業者の方とやりとりする機会がおそらく次回の1回位しか時間的に残されていないので、内容的にも、十分なやりとりをしっかりと審議会の場であるということが環境影響評価の手続きの効果を高めていく、より良い環境保全措置に繋げていくうえで非常に重要ですので、是非、しっかりとした回答の準備をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。事務局の方から何かございますか、

【事務局】 大丈夫です。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは、両事業者の皆様、ありがとうございました。ここで御退室をお願いいたします。

(2事業者退場)

オ 審議(2事業)

【奥会長】 それでは、最初の審議事項の公園整備事業と、先ほどの土地区画整理事業の両事業について審議に入ります。御意見ございましたらお願いいたします。なお、発言される際にはどちらの事業に関わることなのか、明らかにしたうえでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

先ほど、藤井委員が公園整備事業のところでおっしゃってくださった環境保全措置、十分に履行していただきたいという、特に、土地の改変をできるだけしないようにという御趣旨だったと思いますが、そちらについては、先ほど事業者がいるところで、もう一度、土地区画整理事業の方で言っていた方がよかったのかもしれませんが、改めて、そこについては、事業者にしっかりと伝えていただくということでよろしいですか、藤井委員。

- 【藤井委員】 はい、土地区画整理の方で話題が違っていたので発言できなかったのですが、是非よろしくお願ひします。
- 【奥会長】 はい。お願ひいたします。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方で委員に確認されたいことはありますか。
- 【事務局】 事務局の方から、次回までに事業者に伝えることの確認ですが
- 【奥会長】 はい。
- 【事務局】 まず、意見陳述のお話で谷戸などがなくなるという話だったので、その辺りの計画の話をしっかり事業者に補足資料として出していただくということ、カヤネズミと報告書（準備書）に出ていない（生物）種の話があったので、調査方法や調査地点について、（意見陳述で示された）写真の（撮影）場所等も確認しながら示していただくということ、神奈川県の方でも審議されていたようですけれども、暗渠化した理由についてしっかりと記載していただくということの3点だと思ひましたが、よろしいでしょうか。
- 【奥会長】 いかがですか、委員の皆様。
- 【藤井委員】 すみません。
- 【奥会長】 藤井委員、どうぞ。
- 【藤井委員】 調査方法の部分の確認の話と併せて、多分、ヒアリングをしなかったのだと思うのですが、何故しなかったのか、そういうものなのかどうか、確認をしていただけますでしょうか。結局、地元で何年も、何十年も見られている方がいらっしゃるかもしれない中で、年間数回の調査だけで分かるものというのは限られているので、本来は、地元の方が見られている情報をヒアリングしたうえで、その中で出てきたものを検討していきながら調査をしていくことが一番良い方法だと思うので、何故それをされなかったのかについても確認をお願ひしたいと思います。
- 【事務局】 分かりました。ヒアリングの関係を含めた形で調査方法（の確認）ということで事業者に伝えたいと思ひます。
- 【奥会長】 他はいかがでしょうか。よろしいですか。
- 【五嶋委員】 すみません。
- 【奥会長】 はい。五嶋委員、どうぞ。
- 【五嶋委員】 土地区画整理事業の方ですけれども、今、この時点で非常に大事なところだと思うのですが、意見陳述をされた方も触れられていたけれども、この審議会は専門家の見解というのをある程度持つていく必要があるのではないかと。何故かという、今の流れでいくと、土地の色々な案に関する陳述の内容を踏まえて、事業者との色々なやりとりを想定しているわけなのですけれども、基本的には、環境アセスの観点でどこに基準のようなものを持つていくかということが非常に重要で、それが単に、今の陳述者の側、要するに住民の側とその事業者の間のやりとりだけで、良いものかどうか、それはもちろん、その説明を受けて、我々は意見をいろいろ述べていくということになるのだと思うのですが。特に今回、陳述人の方が示されていたような、色々な意見というのは、我々自身も考え方を述べるうえで、少し考えなければいけないという内容を含んでいたかと思うので、その辺のところを少し、この審議会の中ではある程度、このようなところはどうかというラインを持つて意見を聞いていく必要があるのではないかと、思ひます。

でしょうか。私の意見ですけれど。

【奥会長】 はい。それは事業者に対して確認をしていくという（ことですか）。

【五嶋委員】 そうです。その場合も、要するに環境の保全を徹底的にやっていけば何も事業しない方がいいわけですけれど、そういうわけにいかないのです。当然、どこで折り合っていくかということになります。どこで調整していくかということになるかと思うのですけれども。それは、今後、事業者の説明を聞いている中で我々がチェックしていけば良いということになるかなと思うのですけれど、そもそも区画整理事業を全体的に見直して欲しいという藤井委員からの意見があるということに象徴されるように、そもそも、出来るだけというのをどこまで出来るだけと求めていく、今、現時点での事態や制度上の問題など、そのようなことを踏まえて我々がどこで線を引くのか、意見をどう持っていくかということが重要だと思います。

【奥会長】 はい。審査会の総意として、ここまでということが言えるかどうかというのは別として、各委員の立場やその御専門を踏まえて、この部分についてはしっかりと、このような措置を講じるべきだとか、こうして欲しいということは、当然言うていただくべきだと思います。それからその総意として出せるのは答申ですので、答申の中身に何をどこまで盛り込むかということになるかと思っています。その（答申の審議の）場で具体的に議論できればと思いますけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

【五嶋委員】 はい。了解しました。

【奥会長】 はい。ただ、そうは言っても、法アセスの対象事業として、市長意見の提出期限が決まっているところなのです。実質的に事業者とやりとりができるという機会も、あと1回位しかないということですので、事務局に確認いたしますけれど、上瀬谷関係の今後の審議に予定について御説明ください。

【事務局】 はい。9月30日の審査会でもお伝えしましたが、区画整理事業は法対象事業となりますので、市長意見の提出期限は令和4年1月上旬までとなっております。そのため、審査会からの答申については、年内にいただければと考えております。

答申案の審議につきましては12月を予定しておりますが、事業者から補足説明を求めるのは基本的に次回の11月の審査会が最後と考えておりますので、円滑な審議を是非御協力をお願いしたいと思っております。以上です。

【奥会長】 はい。ただ、まだ、「次回回答します」という事項がかなり残っていました。殆ど次回説明しますという整理になっていて、そして今日の意見陳述に対しての説明も求めるということですので、次回1回だけで十分な議論できるかどうか、かなり疑問があるところなのです。これまでの事業者からの回答の中身を見ても、なかなか正面からの回答が得られていないということを考えますと、次回プラスアルファというのは無理なのですか。

【事務局】 基本的に11月を最後とし、12月に答申の審議をしたいと思っておりますけれども、11月で結構、宿題が残るようであれば、12月の審査会でも事業者から説明するのは可能かと考えております。

- 【奥会長】 はい。分かりました。多くても全部で2回。基本的には事務局はあと1回と考えていらっしゃるようです。
- 【事務局】 12月の2回の審査会の下旬（の審査会）の方は、答申案を作成するための検討事項一覧というのを審議していただく予定で、下旬の方（の審査会）で答申について審議いただく予定としております。検討事項一覧の方であまりに数が多いと、（審議）時間もかかりますので、12月の1回目の方で宿題というか、補足説明につきましては、なるべく少ない状況でやっていければと思っております。
- 【奥会長】 はい。分かりました。まずは事業者の方にしっかりとした補足説明の準備を次回に向けてお願いするという事で事務局からお伝えいただければと思います。
- 【事務局】 はい。分かりました。
- 【奥会長】 酒井委員、どうぞ。
- 【酒井委員】 今回の関連で、こうしてはどうですか。土地区画整理事業の方は一段落ついてしまっても公園整備事業、それから他の部分についても同様に個別の事業で続いていきます。そこで、今、何をどのように土地区画整理事業と公園整備事業の間で切り分けるかということ整理しながら進めた感じで、結構フレキシブルにいけるといことなので、土地区画整理事業の方で積み残さざるを得なかったことは公園整備事業の中でも引き続き継続する。そのようにすれば尻切れトンボにならずにできるのではないかという気もするのですが、いかがでしょうか。
- 【奥会長】 はい。どうでしょうか。土地区画整理事業が先行して、しかも土地区画整理事業の方でほとんど土地は改変されてしまうという計画になっていますので、公園整備事業の方でやり残したところをやるというよりは、土地区画整理事業のところできちんとやっておくべきだというのが理想ではあります。
- 【酒井委員】 もちろんそうです、はい。
- 【奥会長】 できるだけ積み残しがないように…。
- 【酒井委員】 それともう1つ。これは関連的な話ですが、もし積み残して、そのまま善処しますということで終わった後、例えば事後調査報告書があがってきた（提出された）ときのタイミングで、その後の経過を含めて、その説明が審査会から強く求められるという事態になるということを経営者に強く認識していただければと思います。そこを伝えていただければと思います。
- 【奥会長】 はい、分かりました。答申の内容に関わることだと思いますので、その後の事後調査結果の報告も含めて、今後、事業が具体化していく中での情報提供、その対応状況についての説明をしっかりと求めていくというようなことも答申に盛り込むということは可能だと思いますので、その方向で検討できればと思います。よろしいでしょうか。
- 【事務局】 生態系の関係が宿題として残っているかと思っておりますので、関係する委員の方々には、事前に相談をさせていただきながら、調整させていただければと思いますので、御協力お願いしたいと思います。以上です。
- 【奥会長】 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。よろしければ、本件に関する審議は、本日はここまでとさせていただきます。本日の審議内容につきましては会議録案で御確認いただくということでお願いい

たします。本日予定しておりました議事、全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

資 料	・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の聴取について	事務局資料	準備書の調査審議に係る意見
	・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業指摘事項等一覧	事務局資料	環境影響評価方法書に関する
	・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業補足資料	事業者資料	環境影響評価方法書に関する
	・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業指摘事項等一覧	事務局資料	環境影響評価準備書に関する
	・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業	事業者資料	環境影響評価に関する補足資料